

地方交付税制度の運用の見直しを求める意見書

昭和２９年の開始以来、地方交付税制度は、地方自治体の財政保障として大きな役割を果たしている。

地方自治体にとって、地方財政における地方交付税の交付の有無は、財源確保の上で、極めて重要な事項となっている。

多くの地方自治体においては、地方交付税の交付を前提として予算編成を実施していることから、不交付団体となった場合、事業の規模縮小や場合により実施の断念に追い込まれるケースも想定されるほか、不交付団体となると、教育や福祉等における国庫支出金が減額される場合があり、その場合、不足分はすべて一般財源による負担を強いられることになるため、単に地方交付税の打切りにとどまらない、様々な財政上の影響が想定される。

また、本来国の施策として全国一律に実施すべき事業については、自治体の財政力いかんとは別の、自治体の財政負担がない持続可能な公平な形で実施されるべきであるが、地方交付税により措置された場合、地方交付税不交付団体は自主財源による補てんを余儀なくされることになる。

加えて、ふるさと納税による市町村税の流出については、地方交付税の交付団体に対しては、地方交付税による７５％の補てんがあるが、不交付団体はこれが受けられない。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- １ 普通交付税の不交付団体は「財政的に豊か」というイメージを持たれているが、実際の財政運営においては大変厳しい状況にあることから、不交付団体の実態を正しく把握し、普通交付税の算定基準の見直しを検討すること。
- ２ 毎年度の交付税を通じて各団体の不均衡を調整している中であって、財政力指数に応じて国庫支出金等の割り落としを行うことは、不交付団体にとって二重の調整となることから、こうした不合理な国庫支出金等の割り落としを行わないこと。
- ３ 学校給食費の無償化、自治体情報システムの標準化といった本来国の施策として全国一律に実施すべき事業については、地方交付税ではなく、国の責任と財源において実施すること。
- ４ ふるさと納税制度による市町村税の流出補てんについては、地方交付税ではなく、すべての地方自治体に対して一定割合を補てんする仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ７ 年 １ ０ 月 １ ４ 日

衆	議	院	議	長	}	殿
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		
総		務	大	臣		
財		務	大	臣		
文	部	科	学	大		
デ	ジ	タ	ル	大	臣	

神奈川県議会 議長